



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？



「もの言う」自由を 守る会 ニュース

第3号 2016年11月18日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

HP: <http://monoiujiyu-ogakijimdo.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

当事者4名提訴へ

市民運動への干渉、監視を許さない！ 「大垣警察市民監視事件」いよいよ裁判

全国的に注目されています

- ◆週刊金曜日 2016, 9, 9号掲載
記事/中谷雄二弁護士
- ◆法学セミナー（日本評論社）
2016, 11月号/山田秀樹弁護士
- ◆集会などで取り上げられたもの
 - ・自由法曹団総会（於佐賀県）
 - ・国民救援会愛知県本部総会
 - ・国民救援会岐阜県本部総会
- ◆今後の予定
 - ・11/19 ぎふコラボ友の会総会
 - ・11/26 民主科学者協会法律部会
ミニシンポ（於早稲田大学）
 - ・12/6 秘密保全法に反対する愛知
の会講演 愛敬浩二氏名古屋大
学教授（於名古屋 YMCA）

裁判に向けて

弁護団副団長 岡本浩明

- ◆現在、弁護団は、訴状を作るための議論をしています。
訴状とは、裁判所に最初に提出する原告の言い分を簡潔にまとめたものです。内容では当事者の皆さんのいかなる権利が侵害されたのか、という点が最も重要ですが、この点が最も難しいとも言えます。

当初、弁護団は、大垣警察が当事者の皆さんの様々な情報を集めていたことから「プライバシー権」という権利の侵害があるのでは、という議論から始めました。

一般的にはプライバシー権というのは、公には知られていない事柄を調べて公表するというものです。当事者の皆さんの中には、病状などプライバシーにあたる情報を大垣警察に収集された人もいました。

しかし、当事者全員がそうではなく、公に知られているような情報しか収集されていない人もいます。

◆当事者の皆さんの侵害された権利は、プライバシー権だけではなく、もっと他の権利の侵害があるのではないか、という所に発展してきています。

公に知られていない事柄であるか否かに関わらず、当事者の承諾なしに個人の情報をみだりに収集されない権利がある、それはプライバシーでは説明し尽くせない権利だ、という議論になっています。

かかる権利は憲法21条1項及び13条で保障されるという観点で

す。現在、これが権利侵害の中心的な議論です。その他、反対運動をする権利も侵害されたという点も議論をしています。

権利侵害はなかなか難しい点ですが、やはり本件では、当事者の皆さんのいかなる権利が侵害されたのか、という点が最も重要ですので、今後も議論をして深めるとともに、当事者及び支援者の皆さんが確信を持てるような訴状にしたいと思います。

年内にも岐阜地方裁判所に提訴するよう準備を進めています。提訴期日が決まりましたら、お知らせします。提訴報告集会を設定しますので、是非ご参集下さい。

●憲法21条とは・・・

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

●憲法13条とは・・・

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

Q1 「大垣警察市民監視」事件とは？

風力発電建設をめぐる、大垣警察が勉強会を開くなどした地元住民と、脱原発活動や平和運動をしていた市民らの氏名、学歴、職歴、病歴など個人情報を建設事業者である中部電力子会社シーテック社に情報提供していたことが明るみにでた事件。2014年7月24日朝日新聞による一面トップのスクープでした。

後の証拠保全手続きで「議事録」の全容が明らかになり、大垣警察が大企業である中部電力と協力して、情報交換し、事前に市民運動つぶしを図ったことがわかりました。

議長	設対M	風力G長	地域G長	確認
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
実施年月日・時 H25.8.7 13:30~14:30 実施場所 大垣警察署別館3階 会議名 大垣市上石津町風力発電反対派による勉強会の実施について 【出席者】 (相手先) 岐阜県警大垣市警察署 警部、() 巡查長 (2名) (当社) G長、() (記)				

議事録では、地元住民だけでなく、住民運動に関わりのある「弁護士法人ぎふコラボ」の動向を監視し、同事務所が毎年行なっている憲法集会のチラシやその内容、ホームページも資料として添付されており、事務所を中心にした脱原発運動や憲法を守る運動を危険視、活動の中心となっていた事務所の事務局長(当時)ら、運動に関わる人物をピックアップして監視していたことが判明しました。



Q2 「南伊吹風力発電」建設事業は？

2005年頃、岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、中部電力(事業者は中電子会社シーテック社)によって巨大な風力発電施設が計画され、調査が始まったのです。

当初計画では、高さが130m(名古屋テレビ塔が180m)、羽の長さが約50m(回ると直径100m)の風車が、上石津側に5基、関ヶ原側に11基、合計16基、建設が予定されていました。



岐阜県大垣市上石津町内側から見た風車建設予想図

住民は、自然にめぐまれた故郷の環境はどうなるのか？よく問題になっている低周波による健康被害は？など不安をもち、勉強会を開きました。大垣警察署はそのことをまるで取締りの対象であるかのように調べ上げ、反対運動をさせないと

いう立場から個人の情報を事業者であるシーテック社に提供しました。

この事件が明るみに出た後、上石津町の複数の地区の住民からも「反対」意見があがりました。

シーテック社は「計画を全面的に見直している。中止ではない」としながらも、地元連合自治会長に「工事の中止」を伝え、この事業の拠点であるシーテック大垣駐在所を引き払い、今は事業をストップしている状態です。

Q3 警察の態度は？

岐阜県警、岐阜県公安委員会は、大垣警察署がシーテック社と意見交換を行った事実を認めただうえで、「通常行っている警察業務の一環である」と回答してきました。

参議院内閣委員会での警察庁警備局長の答弁も「一般に警察は管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして…公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しております」というものでした。つまり「警察の判断しだいで、いつでも、どこでも誰に対してもこうしたことをやるのだ」と。

国民の「表現の自由」や「プライバシー」など個人の人権は、国家権力の前には制限されて当然であると居直ったのです。

これは「もの言う」市民への挑戦です。

Q4 なぜ国家賠償請求訴訟か？

私たちは、大垣警察署員の行為は、警察法2条2項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当たっては不偏不党且つ公平中立を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等、その権利を濫用することがあってはならない」に完全に反する違憲・違法なものであると考えます。

公権力の暴走を許すわけにはいきません。

国家賠償請求法第1条「又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責任に任ずる。」この法律をもとに私たちは大垣署員の行為の違憲性・違法性を問うていきます。

●会員を募集しています！

年会費 個人1,000円 団体1口3,000円

《会費・カンパ振込先》

記号番号 00800-0-216504

加入者名 「もの言う」自由を守る会